

第1回定例会会議録

令和2年 3月16日（月）

開 議 午前10時00分

○議長（五味高明君） おはようございます。

これより、休会中の本会議を再開します。

ただいま出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

- ―――日程第 1 議案第 3号 長野県町村公平委員会を共同設置する
地方公共団体の数の減少及び規約の変更について―――
- ―――日程第 2 議案第 4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について―――
- ―――日程第 3 議案第 5号 御代田町一般職の任期付職員の採用に
関する条例を制定する条例案について―――
- ―――日程第 4 議案第 6号 職員の勤務時間及び休暇等に関する
条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第 5 議案第 7号 一般職の職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第 6 議案第 8号 御代田町手数料徴収
条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第 7 議案第 9号 ふるさとみよた寄附
条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第 8 議案第10号 御代田町町税条
例等の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第 9 議案第11号 御代田町災害弔慰金の支給等に関する
条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第10 議案第18号 令和2年度御代田財産区

- 特別会計予算案について――
- ――日程第 1 1 議案第 1 9 号 令和 2 年度小沼地区財産管理
特別会計予算案について――
- ――日程第 1 2 議案第 2 0 号 令和 2 年度御代田町国民健康保険事業
勘定特別会計予算案について――
- ――日程第 1 3 議案第 2 1 号 令和 2 年度御代田町介護保険事業
勘定特別会計予算案について――
- ――日程第 1 4 議案第 2 2 号 令和 2 年度御代田町後期高齢者医療
特別会計予算案について――
- ――日程第 1 5 議案第 2 8 号 令和元年度御代田町一般会計補正予算案
(第 7 号) について――
- ――日程第 1 6 議案第 2 9 号 令和元年度御代田町国民健康保険事業
勘定特別会計補正予算案 (第 3 号) について――
- ――日程第 1 7 議案第 3 0 号 令和元年度御代田町介護保険事業
勘定特別会計補正予算案 (第 4 号) について――

○議長（五味高明君） 日程第 1 議案第 3 号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから、日程第 1 7 議案第 3 0 号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 4 号）についてまでを一括議題といたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、総務福祉文教常任委員長の審査報告を求めます。

井田理恵総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 井田理恵君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（井田理恵君） 1 ページをお開きください。

令和 2 年 3 月 1 6 日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教常任委員長 井田理恵

委員会審査報告書

- 議案第 3 号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 議案第 4 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について
- 議案第 5 号 御代田町一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定する条例案について
- 議案第 6 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 7 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 8 号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 9 号 ふるさとみよた寄附条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 10 号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案について
- 議案第 11 号 御代田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 18 号 令和 2 年度御代田財産区特別会計予算案について
- 議案第 19 号 令和 2 年度小沼地区財産管理特別会計予算案について
- 議案第 20 号 令和 2 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について
- 議案第 21 号 令和 2 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について
- 議案第 22 号 令和 2 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について
- 議案第 28 号 令和元年度御代田町一般会計補正予算案（第 7 号）について（総務福祉文教常任委員会付託分）
- 議案第 29 号 令和元年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 議案第 30 号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 4 号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 77 条の規定により報告します。

○議長（五味高明君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、議案第28号については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から願います。

○町民建設経済常任委員長（池田るみ君） なし。

○議長（五味高明君） 報告事項ないものと認めます。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第3号から第30号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第3号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について、議案第5号 御代田町一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定する条例案について、議案第6号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第8号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について、議案第9号 ふるさとみよた寄附条例の一部を改正する条例案について、議案第10号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案について、議案第11号 御代田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第18号

令和２年度御代田財産区特別会計予算案について、議案第１９号 令和２年度小沼地区財産管理特別会計予算案について、議案第２０号 令和２年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について、議案第２１号 令和２年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について、議案第２２号 令和２年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について、議案第２８号 令和元年度御代田町一般会計補正予算案（第７号）について、議案第２９号 令和元年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第３号）について、議案第３０号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第４号）については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第１８ 議案第１７号 令和２年度御代田町一般会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第１８ 議案第１７号 令和２年度御代田町一般会計予算案についてを議題とします。

本案について、総務福祉文教常任委員長の審査報告を求めます。

井田理恵総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 井田理恵君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（井田理恵君） １ページをお開きください。

令和２年３月１６日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教常任委員長 井田理恵

委員会審査報告書

議案第１７号 令和２年度御代田町一般会計予算案について（総務福祉文教常任委員会付託分）

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第７７条の規定により報告します。

○議長（五味高明君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、議案第１７号については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長（池田るみ君） なし。

○議長（五味高明君） 報告事項ないものと認めます。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、原案に反対する者の意見を許可します。

小井土哲雄議員。

○8番（小井土哲雄君） 議席8番、小井土です。令和2年度御代田町一般会計予算に反対の立場から討論します。

この3月11、12日の2日間にわたり、総務福祉文教常任委員会が開催され議案審議を行いました。歳入、歳出ともに、小園町長となりまして初めての予算計上となります。というのは、前回3月定例会は、昨年2月町長選挙後でありましたので、骨格予算として審議したからであります。

1点を除き、令和2年度一般会計予算は、町長は公約の実現のため、しっかりとした予算編成であり、今後町長の指導力に大いに期待するものです。

この反対討論は、面替区地域振興基金についてであります。これまでも今後も議会の審査が必要であることは、変わるはずのないものと考えます。国会でも最近使われる解釈の仕方なのかもしれませんが、仕組みが変わってしまうことに関し異議があるので討論するものです。

この基金に関しましては、担当部署より今議会において、地元へ交付すると大きなチェックができなくなると認識していると委員会で説明がありました。説明につきましては、今回予算議会でありましたので、両委員会が交互で傍聴していただきましたので、全議員が承知しているところであります。

この説明からしますと、区で自由に使用できる基金である、何に使っても事後報告を受けるだけという意味に私は受け取りました。

ほかにも説明で、しかし基金のチェックは必要であると考えるので、毎月開催される全員協議会でその都度報告し、事業の執行に努めたいともありましたが、全員協議会は事実上の意見調整、話し合いの場であり表決がないので、ここがおかしい

と指摘しても意見で終わってしまいます。それでいいのでしょうか。

また、町民建設経済常任委員会を傍聴した際、歳出の面替区地域振興負担金1,000万円の説明で、区に移管するとありました。移管とは管轄を変えることという意味です。

確かに面替区の皆さんが、苦渋の決断をしていた基金であることも理解はできずし、使用目的が明確な補助金と違い、幅広い人が許容される負担金的性格であることも理解しております。

ですから、地元の皆さんからすると、地元の振興基金なのだから、議会のチェックなく使用できる使い勝手いいものという思いもわからないではありません。しかしながら、7,000万円の抛出が決まった当時、面替区は金銭管理を透明性のある町会計に預けたいということが本筋であったと思います。

1期目の同僚議員は、この3月で2年半を迎えますが、1市3町との議論が落ち着いた後になりますので、大変失礼かとは存じますが、これまでの経緯をどこまで御存じかははかり知れません。

私が1期目から2期目にかけては、佐久平クリーンセンターに関する諸問題を抱えていました。当時、私も所管である町民建設経済常任委員でありましたので、地元選出の元議員もおられる中、面替区地域振興基金に関しましては、しっかりと審議いたしました。

結論を申し上げますと、町民の血税であることから、面替区の振興基金であっても使い道にあっては議会の承認が必要であると、地元選出の元議員も賛同を得る中、承認したと認識しています。地元の元議員におかれましては、地元区の感情のはざままで苦しい立場であったと推察しますが、町議会議員としての判断に敬意を申し上げます。

このように以前、審議し出された答えに対し、今回の議会で違った解釈をしてよいものなのでしょうか。1期前の先輩同僚議員との間で共有していた決まり事が、なぜ今議会で変わるのか、私は素朴に疑問であります。審議することなく、承諾するとなれば、議会の存在意義がなくなります。また、この件で済むのでしょうか、不安でなりません。

地元区から担当課に使いづらいであるとか、苦情あるいは強い要望があったとしても、ルールを無視してはなりません。面替区におきましても、あれもこれもと常

識のない要望はないでしょうが、あくまでもルールが必要です。

面替区の理解のもと佐久平クリーンセンター建設の停滞が前進したことに対し心から感謝申し上げますが、今回の件につきましては、順番があつて7,000万円のうちの半分、御代田負担分3,500万円を面替区の自由に使えないものかと話があり、議会が了承したのであればわからないではありません。

そうであれば、今回のように1,000万円ではなく、1市2町負担分の3,500万円を除いた半分の3,500万円をそっくり面替区にお渡しし、区の中で協議し、区民全体の利益になる事業に充てていただいて構わないと思います。

なぜ3,500万円かと申しますと、1市2町よりお預かりしているという認識であるからです。しかしながら、現状はそのような状況にはないわけです。今後協議するようになれば私は反対しませんし、区の総会の中で承認いただき、区民の福利厚生に大いに生かしていただきたいと思います。

ただ、現状では、区の総意であると区長から要望が議会になかったように思います。その上で何か使い勝手が悪いと申されても、議会としましても困惑しますし、町民の血税を使うチェックをどのようにするか、ルールづくりができていないのかなど疑義を感じます。

繰り返しになりますが、面替地区の皆さんはなぜこのような話が出るのか、寝耳に水とを感じる方もおられると思います。町のため、広域のため賛成したのに、まだいろいろ言われなくてはならないのかと憤慨する方もおられることも当然いらっしゃることもわかります。しかしながら、議会に携わる人間として、審査なくして事後報告だけで良しとすることに対し、議員の役割として譲れないのです。

最高責任者である町長が出した予算でありますから、担当課としましても、何とでも通したいとの思いは当然であります。委員会において担当からの答弁が、町長の意図するものでなくても、私は町長の言葉であると受けとめています。

担当課と今後も議論を重ねていただき、誤解があるとすれば取り除き、面替区の福祉向上には今回の地域振興負担金1,000万円ではなく、根本に戻り議論することが先に行われなくては今後問題になると考えます。

町長には、今後もしっかりとした舵取りをしていただくことに何の不信感もなく、今回の委員会では予算に限らず多くの議案、特別会計を審議してきました。大いに期待しているところですが、予算の中には面替区地域振興負担金も含まれています

ので反対討論となりました。

今後は、佐久平新クリーンセンターへ私も出向していますので、1市2町の考えもお聞きし、現状は反対ですが、面替区の福祉向上に寄与できたと考えます。

以上を申し上げ、反対討論といたします。

○議長（五味高明君） 次に、原案に賛成する者の発言を許可します。

荻原謙一議員。

○2番（荻原謙一君） 議席番号2番、荻原謙一です。私は、議案第17号 令和2年度御代田町一般会計予算案について、賛成する立場から討論を行います。

一般会計予算については、前年度比3.9%、2億2,914万円増の総額60億4,574万円となっております。

増額となった要因は、役場庁舎整備経費の減額はあったものの、ふるさと納税寄附金関連事業で1億3,500万円、社会資本整備総合交付金事業8,459万円、幼児教育保育の無償化の影響から児童福祉総務費6,663万円の増が挙げられます。

また、重点事業としてハード事業では役場庁舎整備として、電気自動車の急速充電器設置工事1,958万円、橋梁道路の修繕を行う社会資本整備総合交付金事業2億1,103万円、児玉雨池地区の用排水路の整備を行う農村漁村地域整備交付金基盤整備促進事業2,540万円、災害避難所の環境改善を図るため、南小学校の体育館及びエコールみよたのトイレ改修事業924万円、来客用駐車場や職員の訓練場所を確保するための用地購入を計上した御代田消防署整備事業1,340万円など、緊急度の高い事業に予算を計上し、安全に安心して暮らせる環境づくりに配慮されています。

また、ソフト事業では、子育て、教育の関係予算として、これまでのステップアップ塾にプラスし、ドリカム塾として公設学習塾委託事業643万円、小中学校の副読本「みよた学」の刊行事業300万円、子育て世代包括支援センターの設置経費292万円の新規事業が計上されています。

そして、東原西軽井沢線を主とした都市計画道路の見直し検討事業674万円のほか造血細胞移植後のワクチン再接種費用助成、骨髄等ドナー支援事業、妊婦の歯科健診事業の計上など、きめ細やかな予算措置がされています。

また、歳入については、町税の個人町民税で7億8,818万円、法人町民税で

2億3万円を計上した町民税は4,291万円の増、固定資産税は11億1,441万
で3,115万円を増と見込み、町税全体では前年度比3.4%、7,752万円の
増の23億7,249万円を計上しました。

また、町債は1億320万円の増となっておりますが、全て交付税措置のある有
利な町債を計上しています。

そして、本定例会の小園町長招集の挨拶では、このように新規事業を盛り込む一
方で財政規律にも力を注ぐこととし、入念に事業の精査が行われ、令和2年度の当
初予算は6年振りに財政調整基金を繰り入れることなく編成することができたとの
ことであり、それぞれの目的に応じながら経費の抑制効率化を図り、新たな事業に
も挑戦する必要度に応じた予算になっていると私も確信をいたしました。

以上、私は、町民の希望と期待に十分に答える予算編成であると評価し、各予算
の執行に際しては、さらなる経費削減を図りながら、効率的で効果的な安定した行
財政運営に努められることを期待し、議案第17号 令和2年度一般会計予算の賛
成討論といたします。

○議長（五味高明君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で、討論を終わります。

これより、議案第17号 令和2年度御代田町一般会計予算案についての採決を
行います。

議案第17号に対する委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、議案第17号 令和2年度御代田町一般会計予算案については、委員長
報告のとおり決しました。

―――日程第19 議案第 2号 令和元年度御代田小沼水道事業

会計資本金の額の減少について―――

―――日程第20 議案第12号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する

条例の一部を改正する条例案について―――

- ――― 日程第 2 1 議案第 1 3 号 御代田町営住宅管理
条例の一部を改正する条例案について―――
- ――― 日程第 2 2 議案第 1 4 号 御代田町公園
条例の一部を改正する条例案について―――
- ――― 日程第 2 3 議案第 1 5 号 御代田町公共下水道
条例の一部を改正する条例案について―――
- ――― 日程第 2 4 議案第 1 6 号 御代田町営水道
条例の一部を改正する条例案について―――
- ――― 日程第 2 5 議案第 2 3 号 令和 2 年度御代田町住宅
新築資金等貸付事業特別会計予算案について―――
- ――― 日程第 2 6 議案第 2 4 号 令和 2 年度御代田町
公共下水道事業特別会計予算案について―――
- ――― 日程第 2 7 議案第 2 5 号 令和 2 年度御代田町
農業集落排水事業特別会計予算案について―――
- ――― 日程第 2 8 議案第 2 6 号 令和 2 年度御代田町
個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について―――
- ――― 日程第 2 9 議案第 2 7 号 令和 2 年度御代田
小沼水道事業会計予算案について―――
- ――― 日程第 3 0 議案第 3 1 号 令和元年度御代田町
公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）について―――
- ――― 日程第 3 1 議案第 3 2 号 令和元年度御代田
小沼水道事業会計補正予算案（第 3 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 1 9 議案第 2 号 令和元年度御代田小沼水道事業会計資
本金の額の減少についてから、日程第 3 1 議案第 3 2 号 令和元年度御代田小沼
水道事業会計補正予算案（第 3 号）についてまでを一括議題としたいと思います。
これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、町民建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

池田るみ町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 池田るみ君 登壇)

○町民建設経済常任委員長 (池田るみ君) 3 ページをお開きください。

令和 2 年 3 月 1 6 日

御代田町議会議長 五味高明様

町民建設経済常任委員長 池田るみ

委員会審査報告書

議案第 2 号 令和元年度御代田小沼水道事業会計資本金の額の減少について

議案第 1 2 号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 1 3 号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例案について

議案第 1 4 号 御代田町公園条例の一部を改正する条例案について

議案第 1 5 号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案について

議案第 1 6 号 御代田町営水道条例の一部を改正する条例案について

議案第 2 3 号 令和 2 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について

議案第 2 4 号 令和 2 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について

議案第 2 5 号 令和 2 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について

議案第 2 6 号 令和 2 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について

議案第 2 7 号 令和 2 年度御代田小沼水道事業会計予算案について

議案第 3 1 号 令和元年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案 (第 4 号) について

議案第 3 2 号 令和元年度御代田小沼水道事業会計補正予算案 (第 3 号) について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

○議長 (五味高明君) 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第2号から議案第32号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第2号 令和元年度御代田小沼水道事業会計資本金の額の減少について、議案第12号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第13号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例案について、議案第14号 御代田町公園条例の一部を改正する条例案について、議案第15号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案について、議案第16号 御代田町営水道条例の一部を改正する条例案について、議案第23号 令和2年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について、議案第24号 令和2年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について、議案第25号 令和2年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について、議案第26号 令和2年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について、議案第27号 令和2年度御代田小沼水道事業会計予算案について、議案第31号 令和元年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第4号)について、議案第32号 令和元年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第3号)については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第32 閉会中の継続調査の件について―――

○議長(五味高明君) 日程第32 閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長、総務福祉文教常任委員長、町民建設経済常任委員長、広報広聴

常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

―――日程第33 陳情第15号 医師養成定員を減らす

政府方針の見直しを求める陳情―――

○議長(五味高明君) 日程第33 陳情第15号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情について、委員長の報告を求めます。

井田理恵総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 井田理恵君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(井田理恵君) 8ページをお開きください。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

(1) 採択とすべきもの

1. 件名 陳情第15号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情

(3月4日の議会において付託)

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告します。

令和2年3月16日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教常任委員長 井田理恵

○議長(五味高明君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました陳情第15号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第15号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、陳情第15号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第34 意見案第9号 医師養成定員を減らす

政府方針の見直しを求める意見書案について―――

○議長(五味高明君) 日程第34 意見案第9号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書案についてを議題とします。

意見書案を朗読します。

木内議会事務局長。

(議会事務局長 木内一徳君 登壇)

○議会事務局長(木内一徳君) 9ページをお開きください。

意見案第9号

医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書(案)

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年3月16日

御代田町議会議長 五味高明様

提出者 総務福祉文教常任委員長 井田理恵

次のページをお願いします。

医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書（案）

日本の医師数は、人口1,000人当たりOECD平均3.5人に対し、2.4人と極めて少なく、週60時間以上働く割合は職種別で医師が最も高くなっています。特に救急や産科では、1カ月の平均時間外労働時間が平均80～90時間を超え、当直を含む32時間連続勤務が強いられています。

しかし、政府の「骨太の方針2018」では、2022年度以降の医学部定員減を検討する方向が打ち出されました。その根拠とされる厚生労働省の医師需給の将来推計は、医師の長時間労働がケースによっては最大週80時間としています。

また、医療需要は入院ベッド数を減らす地域医療構想に連動しています。この推計をもとに医師の養成定員を減らしてしまうと、医師の長時間労働の改善にはつながらないばかりか、深刻な医師不足が続く地域医療にも、大きな影響を与えることが危惧されます。

住民が安心して暮らせる救急医療や地域包括ケア体制の充実が図られるよう、医師数を増やすことを強く求め、下記の事項について要望します。

記

2022年度以降の医師養成定員減という方向を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師数をOECD平均以上の水準に増やすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 年 月 日

長野県北佐久郡御代田町議会

提出先

内閣総理大臣殿

厚生労働大臣殿

財務大臣殿

文部科学大臣殿

総務大臣殿

以上です。

○議長（五味高明君） 本案について趣旨説明を求めます。

井田理恵総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 井田理恵君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(井田理恵君) 意見案第9号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書案の趣旨説明を行います。

全国の人口動態などから、おそくとも2033年ごろには医師の需給が均衡するとの推計のもと、政府の骨太方針2018では、医師養成に不可欠な医学部定員を2022年度以降減らすことについて検討すると打ち出しました。

しかし、日本の1,000人当たりの医師数はOECD平均3.5人に対し、2.4人と極めて少なく、現場では過酷な労働環境による医師不足が深刻な状況にあります。医師養成定員減という方向を見直し、医師数をOECD平均以上の水準に増やす必要があります。

以上のことから、本意見書を提出する次第です。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長(五味高明君) 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

意見案第9号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、意見案第9号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書案については、原案のとおり決しました。

―――日程第35 発委第3号 新型コロナウイルス感染症対策に

関する意見書案について―――

○議長（五味高明君） 日程第35 発委第3号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書案についてを議題とします。

意見書案を朗読します。

木内議会事務局長。

（議会事務局長 木内一徳君 登壇）

○議会事務局長（木内一徳君） 11ページをお開きください。

発委第3号

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書（案）

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年3月16日

御代田町議会議長 五味高明様

提出者 議会運営委員長 古越 弘

次ページをお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書（案）

中華人民共和国湖北省武漢市において発生した新型コロナウイルスによる感染症は、急速な勢いで世界中に拡散し、世界保健機関（WHO）が「新型コロナウイルスはパンデミックと言える」と表明するなど、我が国にとってはもちろんのこと、国際的な脅威となっています。

政府は、これまで感染拡大防止に向けた対策を講じてはきたものの、長野県佐久保健所管内においても感染者が確認されるなど、状況は刻々と変わり、いまだ終息に向けた見通しは立たず、国民の不安はますます高まっています。

よって、本町議会は、国において、町民等の安心・安全を確保するとともに、不安を解消するため、早急に感染拡大の防止策を講じ、町民への影響を最小限に抑えるよう、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請します。

記

- 1 検査・医療体制のさらなる整備と充実を図ること。
- 2 正確な情報を速やかに提供すること。

- 3 国民生活と地域経済や各産業への影響を最小限にとどめるよう努めること。
- 4 マスクや消毒液など医療関係物資の安定した供給に取り組むこと。
- 5 学校の臨時休業に伴う子どもたちの心のケアや家族への支援を実施すること。
- 6 感染防止に向けた柔軟な働き方への支援と推進を行うこと。
- 7 予防・診断・治療に向けた技術の早期確立に努めること。
- 8 地方公共団体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 年 月 日

長野県北佐久郡御代田町議会

次のページをお願いします。

提出先

衆議院議長殿

参議院議長殿

内閣総理大臣殿

財務大臣殿

総務大臣殿

外務大臣殿

文部科学大臣殿

厚生労働大臣殿

農林水産大臣殿

経済産業大臣殿

国土交通大臣殿

内閣府特命担当大臣（新型コロナウイルス対策担当）殿

以上です。

○議長（五味高明君） 本案について、趣旨説明を求めます。

古越 弘 議会運営委員長。

（議会運営委員長 古越 弘君 登壇）

○議会運営委員長（古越 弘君） 新型コロナウイルス感染症対策に対する意見書（案）の趣旨説明を行います。

中華人民共和国湖北省武漢市において発生した新型コロナウイルスによる感染症は、急速な勢いで世界中に拡散し、世界保健機関（WHO）が「新型コロナウイルスはパンデミックと言える」と表明するなど、我が国にとってはもちろんのこと国際的な脅威となっています。

政府は、これまでの感染拡大防止に向けた対策は講じてはきたものの、長野県佐久保健所管内においても感染者が確認されるなど、状況は刻々と変わり、いまだ終息に向けた見通しは立たず、国民の不安はますます高まっています。

町民等の安全・安心の確保をするとともに、不安を解消するため、感染拡大の防止策を講じ、町民への影響を最小限に抑えるよう要望するため、本意見書を提出する次第であります。議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げ、趣旨説明いたします。

○議長（五味高明君） 以上で趣旨説明を終わります。

これより意見書案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

発委第3号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（五味高明君） 挙手全員であります。

よって、発委第3号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書案については、原案のとおり決しました。

――― 日程第36 広報広聴常任委員会の委員の選任 ―――

○議長（五味高明君） 日程第36 広報広聴常任委員会の委員の選任を行います。

常任委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、議

長において指名します。

事務局長に報告させます。

木内議会事務局長。

(議会事務局長 木内一徳君 登壇)

○議会事務局長(木内一徳君) それでは、報告いたします。

広報広聴常任委員会、荻原謙一議員、内堀喜代志議員、茂木重幸議員、古越雄一郎議員、池田るみ議員、井田理恵議員、仁科英一議員、市村千恵子議員。

以上です。

○議長(五味高明君) お諮りします。

ただいま、報告した議員を広報広聴常任委員会の委員に指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した議員を広報広聴常任委員会の委員に選任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

――町長あいさつ――

○議長(五味高明君) 閉会に先立ち、町長より挨拶を求めます。

小園町長。

(町長 小園拓志君 登壇)

○町長(小園拓志君) 令和2年最初の定例会が、こうして閉会できますことに心から感謝を申し上げます。

先ほど新年度の一般会計を初め種々の予算案をお認めいただきました。私にとって初めての本格的な当初予算でありまして、まだまだできていないことはたくさんありますけれども、財政規律をしっかりと守った上で、小さなところにも気遣いを持

って編成できたと思っております。

一般会計予算案に関しましては、議員全員の賛成とならなかったことは、誠に無念ではありますが、我々の仕事は予算の編成だけで終わるわけではもちろんなく、しっかりとした執行をなさいたいというメッセージだと受けとめたいと思います。

新型コロナウイルス対策に関しましては、なかなか終わりが見えません。学校の休校がそれなりに効果を示してきているという見方も、また評価もあります。一方で、まだまだ大流行の手前にいるだけという見方もあります。

御代田町としては、専門的見地を踏まえつつ、流行を水際で食い止めることと同時に、町内の経済に対する影響を緩和するために何ができるかが大きな課題であると認識しております。国の対応策を待ちつつ、町として何ができるかということを考えてまいりたいと思います。

今、雪が強く降り始めたとか降っているところでもあります。あすの朝冷え込んだ後には、一方で少しずつ、また春の足音が聞こえてくるかなと思います。季節の変わり目、議員の皆様、そして町民の皆様におかれましては、コロナ対策注目されがちですが、日常的な気温の変化などにも十分注意するなどしまして御自愛いただければと思います。

以上、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

――閉　　会――

○議長（五味高明君）　これにて、令和２年第１回御代田町議会定例会を閉会とします。

大変お疲れさまでした。

閉　会　午前１０時５４分